

時間外選定療養費の運用について

2025年12月31日より

救急外来受診時、医師により緊急性がないと
判断された場合、下記の通り、診療費とは別に
「時間外選定療養費」をご負担いただきます。

金額	<u>7,700円(税込)</u>
対象期間	平日 17:00～翌8:30 日・祝日・年末年始(12月31日～1月3日)

※ 「時間外選定療養費」とは

当院は二次救急病院であり、救急外来については、入院を必要とする患者様、緊急性のある患者様の診療を最優先としています。時間外診療を希望される患者様について医師より緊急性がないと判断した場合、通常の診療費とは別にお支払いいただく費用を「時間外選定療養費」といいます。

時間外選定療養費の対象にならない方

- 緊急な診療が必要な方
- 他院から紹介状を持参された方
- 救急外来受診後にそのまま入院となった方
- 生活保護法による医療扶助の対象となる方
- 指定難病または障害等により、各種公費負担制度の受給対象となっている方
(乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者医療助成制度は除く。)
- 交通事故、労働災害で受診される方
- その他、医師が緊急性を認めた方

2025年12月



国際医療福祉大学病院